

共通言語である「合理的配慮」の活用

県教育庁特別支援教育課長

林 栄 昭



昨年四月から「障害者差別解消法」が施行され、自治体や公立学校では、合理的配慮の提供が法的義務となった。合理的配慮とは、障害があるゆえに生じる社会的障壁の除去のための必要かつ適当な変更・調整であつて、個性が高く、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

学校教育では、これを障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために行うことになる。例えば、障害のある子どもの通常の学級での学びについて、「一人だけ特別扱いはできません」はもはや理由にならず、障害のある子どもの人権や尊厳を等しく尊重し、その子に応じた、個々の場面での合理的配慮の提供や必要な支援を行うことこそ、真の平等と考えることが必要である。

合理的配慮の定義は、平成十八年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」に示されている。この条約は国際法ゆえ、合理的配慮は国を超え、雇用、教育、医療、公共交通等のあらゆる分野で通じる共通言語である。

特別支援教育では、従来から「つながり」

が大切にされてきた。その理由は、関係機関や人と連携協力した支援や学校卒業後までの切れ目のない支援などが必要不可欠であるためといえる。「合理的配慮」という共通言語が登場したことは、子ども本人や保護者に関わる、様々な立場の人々の言葉の壁を低くし、同じ観点での理解を図り、これまで以上につながりやすくすると考える。

特別支援教育の制度が始まって、ちょうど十年が経過した。特別な支援を必要とする子どもの割合は全校種で増加傾向にあり、どの学級にも在籍している可能性がある。そう考えると、全ての教員が特別支援教育担当者として必要な専門性と指導力を身に付けるとともに、強い当事者意識をもち、一丸となって特別支援教育に取り組むことが大切である。

校内委員会やケース会議等を開催するとき、合理的配慮という共通言語は、各人の思いや考えを整理し、具体的な方向性を見出すときのキーワードになると確信する。この共通言語を特別支援教育の充実、さらには、障害による差別のない共生社会の実現に向けて活用しない手はないと思っている。

